いしはら保育室高槻　重要事項説明書

１　運営主体

名　　称	一般社団法人いしはら保育室
所　在　地	京都府京都市伏見区羽束師菱川町２６２番１１
電 話 番 号	０７５－９３１－９４７３
代表者氏名	代表理事　石原千秋

２　利用施設

施　設　の　種　類	小規模保育事業所Ａ型
施　設　の　名　称	いしはら保育室高槻
施 設 の 所 在 地	高槻市塚原二丁目３２－２４
管　　理　　者	石原千秋
対　象　児　童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより，保育を必要とする満３歳未満の小学校就学前児童
利　用　定　員	満１歳以上満３歳未満の児童１６人（１歳児８人、２歳児８人） 満１歳未満の児童　　３人
開　設　年　月　日	令和６年４月１日

３　事業所の目的・運営方針

いしはら保育室高槻（以下「当室」という。）は，以下の運営方針に基づき，保育を必要とする児童を日々受け入れ，保育を行うことを目的とします。

⑴　当室は，保育の提供に当たっては，入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し，その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。

⑵　当室は，保育に関する専門性を有する職員が，家庭との緊密な連携の下に，園児の状況や発達過程を踏まえ，養護及び教育を一体的に行います。

⑶　当室は，園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら，園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

４　施設・設備等の概要

（１）施　設

敷　地	敷地全体	665 ㎡
	園庭	2,293.56 ㎡ 塚原第一公園を代替の屋外遊技場として使用します
園　舎	構　造	木造
	延べ床面積	103.03 ㎡

（2）主な設備

設備	部屋数	備　　考
乳児室・ほふく室	２室	有効面積　合計 40.84 ㎡
保育室	２室	有効面積　合計 23.17 ㎡
調理室	１室	
調乳室	１室	
沐浴室	１室	
幼児用トイレ	１台	

５　職員の設置状況

職　種	員数	備考
管理者	1	
保育士	5	常勤換算後
調理員	1	

※当室では，保育の提供に必要な職種について，上記に記載する員数を上回る職員を配置しています。

＜各職種の勤務体系＞

職　種	勤務体系
管理者	勤務時間帯（７：００～１９：００）※延長保育対応含む
保育士	勤務時間帯（７：００～１９：００）※延長保育対応含む
調理員	勤務時間帯（９：００～１５：００）

※ローテーションにより，各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。
※職務の都合上，上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

６　保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。ただし、年末年始（１２月２９日から１月３日）及び祝祭日は休園となります

７　保育を提供する時間

保育を提供する時間は，次のとおりとします。

⑴　保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合，７時３０分から１８時３０分までの範囲内で，保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は，就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し，当室との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します)。

⑵　保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合，８時３０

分から１６時３０分までの範囲内で，保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は，就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し，当室との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します)。

⑶　上記の範囲以外の時間帯において，やむを得ない理由により保育が必要な場合は，７時から１９時までの範囲内で，時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては，市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に，別途利用者負担が必要となります)。

９　提供する保育等の内容

当室は，保育所保育指針（平成２９年厚生労働省告示第１１７号）を踏まえ，以下の保育その他の便宜の提供を行います。

⑴　特定地域型保育及び時間外保育の提供
　上記７に記載する時間において，保育を提供します。

⑵　食事の提供
　１１時に昼食、１５時におやつの提供を行います。

１０　利用料金

⑴　特定地域型保育に係る利用者負担（保育料）
　支給認定証の発行を行った市町村が定める利用者負担額（月額）

⑵　保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等
　⑴に掲げる利用者負担額のほか，別表に記載の実費に係る費用を負担

１１　利用の終了に関する事項

当室は，以下の場合には保育の提供を終了いたします。

⑴　園児が満３歳に達したとき（ただし，満３歳に達した年度の３月３１日までは保育を提供いたします)。

⑵　児童の保護者が，児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

⑶　その他，利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

１２　連携施設

当室は，保育を適正に実施し，当園における保育終了後も継続的に児童の受入先が確保されるよう，次に掲げる事項に係る連携協力を行う教育・保育施設を確保しております。

⑴　連携内容

ア　園児に集団保育を体験させるための機会の設定，その他保育の内容に関する支援

イ　代替保育（当室の職員の病気，休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に，当園に代わって提供する保育をいう。）の提供

ウ　当室における保育の提供終了に際しての当該児童の継続的な受入

⑵　連携施設

ア　阿武山たつの子認定こども園

運 営 主 体	社会福祉法人照治福祉会
所　在　地	高槻市阿武野２－２－１
連 携 内 容	・集団保育の提供及び相談，助言その他の保育の内容に関する支援 ・代替保育の提供

イ　のびてゆく幼稚園

運 営 主 体	学校法人公文学園
所　在　地	高槻市黄金の里１丁目３－１
連 携 内 容	・当園における保育の提供終了後の継続的な受入

１３　嘱託医

当室は，以下の医療機関を嘱託医としています。

⑴　内科

医療機関名称	津久田医院
医院長名	津久田康成
所在地	高槻市栄町３－７－１８
嘱託医の 業務内容	ア 事業所における入所時健康診断 イ 年２回以上の定期健康診断 ウ 感染症発生時の指導及び必要に応じて健康診断 工 保健衛生の普及及び予防並びに健康相談等への対応 オ 事業所における保健管理に関する必要に応 じた指導と助言

⑵　歯科

医療機関名称	医療法人和人会マス歯科医院
医院長名	桝　展靖
所在地	京都市伏見区羽束師志水町１２７番地２
嘱託医の 業務内容	ア 年 １回以上の定期歯科検診（口 腔健康診断） イ 口腔保健衛生の普及及びう歯予防並びに日腔健康相談 ウ 口腔に対する応急処置 工 事業所における保健管理に関する必要に応じた指導と助言

１４　緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には，保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

１５　要望・苦情等に関する相談窓口

当室では，要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・苦情解決責任者　石原千秋 ・苦情受付担当者　石原憂大 ・ご利用時間　　保育園の開園時間内にご連絡ください ※担当者不在の場合は，当園職員までお申し出ください。 ・連絡先（TEL/FAX）072-629-5572	
第三者委員	南　眞理子	元民生委員
	小西　泰輔	社会福祉法人　久我の杜福祉会　理事

１６　非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める，消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機　有　・ガス漏れ報知機　有 ・その他，カーテン，敷物，建具等の防炎処理　有 ・消火器　・誘導灯　・非常ベル
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は，毎月１回以上実施します。

１７　利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当室では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	三井住友海上火災保険　福祉事業者総合補償制度まごころワイド
保険の内容	賠償責任保険（施設管理者賠償責任補償）
保険金額	１事故につき、支払限度額　30,000 万円

１８　虐待防止のための措置

当室は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じます。

１９ 当室におけるその他の留意事項

喫煙	当室の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、 政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

別表

○時間外保育に係る利用者負担金

【保育標準時間認定の方】

（ア）７時から７時３０分まで,及び（イ）１８時３０分から１９時まで利用した場合

１回あたり　２５０円／１５分

【保育短時間認定の方】

（ア）７時から８時３０分まで及び（イ）１６時３０分から１９時まで利用した場合

１回あたり　２５０円／１５分

注）同じ日に（ア）の時間帯と（イ）の時間帯とを両方利用した場合についても、それぞれの

延長保育料が必要となります。

○特定地域型保育の提供に要する利用者負担金（実費分）

項目	金額（税込）	備考
乳児用連絡ノート	170 円	入園時にご請求いたします （無くなり次第、その都度 ご請求いたします）
連絡ノート	170 円	
出席ノート	320 円	
出席シール	250 円	
連絡袋	100 円	入園時にご請求いたします
カラー帽子	1000 円	入園時にご請求いたします ※希望者のみ
レンタル布団代金	900 円／月	毎月ご請求いたします ※希望者のみ （利用希望者は別途申込書を提出ください）
使い捨ておむつ定額利用サービス	1000 円／月	
使い捨て紙エプロン	800 円／月	
紙おしぼり	400 円／月	
利用者負担金振込手数料	実費 （ゆうちょ銀行宛）	月額保育料および実費分 ※振込支払を希望する場合のみ ※口座振替支払を選択の場合は無料

※当室は上記費用の支払を受けた場合、領収証を交付いたします。銀行振込又は口座振替でお支払い頂いた場合は、領収証の発行を省略いたします。

当室における保育の提供を開始するに当たり，本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名：いしはら保育室高槻
説明者職名：一般社団法人いしはら保育室　代表理事　石原千秋

私は，本書面に基づいて，いしはら保育室高槻の利用に当たっての重要事項の説明を受け，同意しました。

年　　月　　日

保護者住所：
児童氏名　：
保護者氏名：　　印
児童から見た続柄：

個人情報使用同意書

入室に当たり，私及び私の子ども並びにその家族に係る個人情報について，以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

○　卒園にあたり、入園する予定の連携施設その他教育・保育施設（幼稚園・保育所・認可外保育施設・認定こども園等）との間で、円滑な移行が図れるよう情報を共有すること

○　他の施設へ転園、または利用をするにあたり、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との間で、必要な連絡調整を行うこと

○　緊急時において，病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと

一般社団法人いしはら保育室　代表理事　　石原千秋　様

年　　月　　日

保護者住所：

児童氏名　：

保護者氏名：　　印

児童から見た続柄：

写真等の使用に関する同意書

入室に当たり，下記児童に係る写真等（画像及び動画を含む。以下同じ。）については、以下の目的の範囲内において使用・公開することに同意するものとし、肖像権、プライバシーその他の人格権に基づく権利行使は行いません。

○　園だより、フォトブック、卒園アルバム、ＤＶＤ等の園児用配布物への写真等の使用

○　ポスター等、保育園内における掲示物への写真等の使用

○　保育園の管理するホームページ・ブログ・ＳＮＳ等のインターネット上への写真等の使用

一般社団法人いしはら保育室　代表理事　石原千秋　様

年　　月　　日

保護者住所：

児童氏名　：

保護者氏名：　　印

児童から見た続柄：